

総務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
43	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る変更承認事務の都道府県知事への委任	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める消防庁長官の承認を要する事務のうち、交付決定後の入札減による補助金額の変更承認事務については都道府県知事に委任すること。	【制度改正の必要性】 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第10条アにおいて、補助対象設備の種類又は補助金額を変更する場合、消防庁長官の承認(以下「変更承認」という)を受けることとされているが、当該条項に該当する事案のほとんどは、交付決定後の入札減による補助金額の変更に関するものである。(入札減により、基準額を下回る場合に変更承認が必要。) 補助事業完了後に市町村等(一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)から提出される実績報告書に基づく額の確定事務の権限については、既に都道府県知事に委任されている(交付要綱第16条)ことを鑑みると、入札減に関するようなものについては、都道府県知事が行うこととしても差し支えないと思われることから、都道府県知事へ委任していただきたい。 なお、当該事案に係る処理件数としては、当県の実績として過去3年(平成24年度～平成26年度)ではいずれも5件である。 【支障事例】 現行では、消防庁が一元的に承認を行っているため、提出後1か月の審査を経て変更承認の処理がされているが、権限移譲により都道府県が事務処理を行う場合、随時申請を受けることができ、事務処理も概ね15日程度で処理することができる。これにより、消防庁や市町村の事務負担は減少し、書類審査の迅速化も見込まれる。	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法第26条に関する告示(平成12年5月12日自治省告示第106号「予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件」)	総務省(消防庁)	愛知県	現行規定により対応可能である(交付決定後の入札による補助金額の減額については、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第16条に規定する補助金の額の確定に係る事務として処理が可能である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条第1項及び平成12年自治省告示第106号を参照)。)。なお、本件については、事務処理の適正化を図る観点から、関連する事項とあわせ、地方公共団体に周知する。	事務の適性・円滑な執行を図るため、周知については、確実な方法により実施していただきたい。	
63	B 地方に対する規制緩和	その他	連携中枢都市圏構想推進要綱に定める「連携中枢都市」の要件の緩和	現行の連携中枢都市圏構想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中枢都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用により意欲のある地域にあっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(＝人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。	連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年 8月25日付総行市第200号総務省自治行政局長通知)	総務省 国土交通省	富山県	連携中枢都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「対象となる都市(圏)の条件については、2016年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする」とされたところ。 これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。	現行の「中核市(人口20万人以上)が周辺市町村と連携」する形のみならず、本県西部6市が求めるような「中核市未満の規模であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域としてまとまりを有する場合＝いわゆる多極ネットワーク型」においても、連携中枢都市圏として位置づけられるよう、引き続きご検討いただきたい。	

総務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内等 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
天童市.かほく市		【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)」により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			6【総務省】 (11)緊急消防援助隊設備整備費補助金 補助金交付決定後の入札による補助金額の減額については、都道府県知事が補助金の額の確定に係る事務として処理することが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	通知	平成27年12月22日	緊急消防援助隊設備整備費補助金等の交付決定後の入札による補助金額の減額に係る取扱いについて(平成27年12月22日付け消防消第224号)	
北海道、小田原市、京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、島根県、山口県、宇部市	○島根県東部においては、県境を越えて、松江市、出雲市、安来市、鳥取県米子市、境港市などが、中海・宍道湖・大山圏域として広域連携を行っている。 この中で連携中枢都市圏の要件を満たしているのは松江市のみであるが、現在各市は対等な関係で連携を行っており、松江市だけが連携中枢都市として指定されると、かえって連携そのものがやりにくくなる可能性がある。 よって、中海・宍道湖・大山圏域全体のような複数の地方都市を一括して指定するような制度が必要である。 ○全国に比べて市町村の広域合併が進展している本県(市町村数減少率は全国7位)においては、県西部の下関市を除き、中心市の周辺を小規模市町村が取り巻く構造となっており、一定程度の規模を有し、互いに隣接する市が、役割分担も踏まえつつ、対等な立場で圏域の振興を図る手法が効果的だが、現行では連携中枢都市圏構想の対象とならない。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、総合戦略)において、総務省において推進していた「地方中枢拠点都市(圏)」、国土交通省の国土のグランドデザイン2050に位置づけられていた「高次地方都市連合」などの複数の都市圏概念を統一して「連携中枢都市圏」とし、その概念についても「地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの」と統一したところ。 なお、連携中枢都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、総合戦略において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする」とされたところ。 これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。	＜平27＞ 6【総務省】 (12)連携中枢都市圏構想推進要綱(国土交通省と共管) 連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 6【総務省】 (13)連携中枢都市圏構想推進要綱 連携中枢都市圏構想については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27年12月24日閣議決定)に基づき、対象となる都市圏の要件を確定する。 (関係府省・国土交通省) [措置済み(平成28年4月1日付け総務省自治行政局通知)]	要綱	平成28年4月1日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂」(平成27年12月24日閣議決定)において、連携中枢都市圏の要件が確定したこと等を踏まえ、要綱を改正。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
77	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報とは、住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	豊田市、山都町	初めに、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。	事務の具体的な流れとして、以下のとおり事務を処理しています。 【学校保健安全法第24条に基づく医療費補助の事務の流れ】 ① 医療費補助の対象者(就学援助)の認定、通知。 ② 医療費補助対象案件が発生したときに、該当校から報告を受理。 ③ 報告内容の審査、医療券を交付。 ④ (保護者)医療券を持って受診。 ⑤ (医療機関)治療後、医療券により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払い。 【就学援助の認定について】 ① (保護者)就学援助(医療費の援助を含む)の申請 ② 要保護世帯の認定(生活保護関係情報より) 生活保護世帯はすべて要保護世帯として認定している。 ③ 準要保護世帯の認定(住民票関係情報と地方税関係情報から算定) 豊田市では生活保護基準の1.3倍未満の世帯を準要保護世帯と認定している。 【就学援助申請時の必要書類】 ① 就学援助申請書 ② 所得証明書(転入等により豊田市で所得確認が出来ない場合) 住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報は申請者より同意委任印をもらうことにより庁内で内容を確認している。 この事務上において、生活保護関係情報と準要保護世帯の確認のため、地方税関係情報が必要となります。 また、地方税関係情報の必要性については、以下の学校保健安全法施行令より「地方公共団体の教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度と認める者」と規定していること及び、生活保護法第八条第一項(基準及び程度の原則)において、「(省略)そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされていることから、要保護者に準ずるか否かの判断には、一義的に地方税関係情報が必要と考えられます。 【学校保健安全法施行令より】 (要保護者に準ずる程度に困窮している者) 第九条 法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。))に準ずる程度に困窮していると認める者とする。 2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。	有 就学援助 申請書
130	B 地方に対する規制緩和	その他	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	中心市と近隣市町村が連携・協力する「定住自立圏構想」について、地域の実情に応じた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件の緩和 ・人口:5万人程度以上一概ね3万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上一概ね1以上	定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼夜間人口比率が1以上とされている。 本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成できる素地があるものの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がわずかながら1に達していないなど、要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、結びつきやネットワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。 しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣の自治体が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要となってくる。 そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施策展開により、圏域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。 ※中心市となり近隣市町村と連携を図っていく意欲があるが、要件を満たしていない市 寒河江市…人口:42,373人、昼夜間人口比率:0.992 長井市…人口:29,473人、昼夜間人口比率:1.026	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)	総務省	山形県	御提案の定住自立圏における中心市要件に関しては、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)」において、「定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る」とされたことを踏まえ、現在検討を行っているところである。	検討にあたっては、本県の提案内容も含め、幅広く要件の緩和を御検討いただきたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
能代市、小山市、高根沢町、春日部市、豊橋市、安城市、八尾市、兵庫県、東温市、大村市、宮崎市、沖縄県	○準要保護者認定事務の際、生活保護情報、所得情報は必要であり、現在、それぞれ福祉課、申請者からの書類により確認している。 ○医療に要する費用の援助に係る事務について、要保護・準要保護児童生徒と認定することが必要であり、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が不可欠であることから、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和することが必要。 ○当団体の主張のとおり、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。 また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。 よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。 ○学校保健安全法第24条の援助の対象者は要保護者及び準要保護者であり、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の情報及び準要保護者認定のための所得情報が必要であるため住民票関係情報は基より生活保護関係情報、地方税関係情報が必要となる。 ○当該事務を実施するにあたり、生活保護関係情報及び地方税関係情報に加え、本県では、児童扶養手当受給者も準要保護者としていることから、児童扶養手当関係情報も提供を求めることができる特定個人情報に追加すべきと考える。 ○番号法別表第38項に記載されている事務において、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となることから、提案事項のとおり特定個人情報の提供の緩和をお願いする。 ○就学援助の認定業務は、同居している家族全員の所得により審査しているが、審査する年の1月1日に本市に住所がない場合、1月1日に住所のある自治体より所得課税証明書を取り寄せて提出してもらっている。具体的な支障事例にも記載されているように、番号法により情報提供できる範囲は住民票関係情報となっているため、審査に必要な生活保護関係情報や地方税情報まで利用できるよう、範囲の緩和が必要と考える。” ○豊田市、山都町と同様に、要保護者の認定には、生活保護関係情報が必要である。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断の主たる情報として所得情報が必要となるため、地方税関係情報も必要となる。	【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)」により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。 【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において、条例で規定することで、生活保護関係情報等を利用可能である旨の記載があるが、各地方公共団体が個別に条例で規定するのではなく、番号法に規定すること。)	制度を所管する文部科学省において地方税関係情報の必要性があると判断するものであれば、地方税法第22条に規定されている守秘義務に抵触しないか等について文部科学省と協議し、番号法別表第2の項番38に追加すべきかどうかを精査してまいりたいと考えます。	[再掲] 6【総務省】 (9)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。	法律、省令	【法律】平成28年5月20日公布・施行 【省令】平成28年9月12日公布・施行	【法律】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第6次地方分権一括法)(平28法47)において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)別表第二の38に生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する改正を行い、平成28年5月20日付で公布・施行した。 【省令】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(平28内閣府・総務省令4)を、平成28年9月12日付で公布・施行した。	
北海道、花巻市、鳥根県	○定住自立圏構想推進要綱は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で協定を締結し形成される圏域ごとの「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、互いに連携、協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。 中心市の要件には、①人口が5万人程度、②昼夜間人口比率が1以上(合併市町村に対する特例措置あり)などが規定されているが、夜間人口に対する昼間人口が1人でも少ない場合には中心市としての要件を欠くこととなり、中心市として、本制度を活用した住民の居住確保対策、地域の魅力向上策が展開できないのが、現状である。 そこで、人口要件及び同様に昼夜間人口比率についても「人口要件概ね4万人以上、昼夜間人口比率1以上。ただし、中心市と近隣市町村が密接な関係がある等、定住自立圏構想の中心市として認められる場合はこの限りではない」等の要件緩和を行い、中心市を宣言しようとする市の後押しをすることが必要と考える。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	引き続き、中心市の要件について、検討を行いたい。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
133	B	地方に対する規制緩和	その他	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、改正を行うこと。	【支障事例】 地方税法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中に発生した現年課税分の滞納については、年度途中での都道府県への徴収の引継ぎができない。 【制度改正の必要性】 平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められている。 【制度改正の効果】 区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。	地方税法第48条	総務省	東京都	個人の道府県民税の賦課徴収は、法に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされており(法41①)、その例外として道府県への徴収の引継ぎが定められているところ(法48)。道府県へ徴収の引継ぎがなされる対象を原則として滞納繰越分に限定しているのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨のものである(取扱通知81の2)。 こうした制度の趣旨を踏まえ、法48条に定める徴収の引継ぎの対象の拡大については、市区町村側の意見や、拡大をした場合の市区町村の賦課徴収の実務に与える影響、さらに他道府県における状況や意見なども含め、まずは提案団体における市区町村との調整状況等を伺いながら検討を行う必要があるものと考えている。	道府県民税の徴収の責任者が原則として市町村であることは承知しているが、市町村が徴収する個人住民税のうち4割は道府県民税であり、平成25年度決算では道府県税収入額の約34%を占める重要な財源である。そのため、個人住民税の滞納は都道府県にとって大きな影響がある。 こうしたことから、都道府県においても、財源確保に向けて都道府県の持つ滞納整理等のノウハウを活用し、区市町村での徴収が困難な滞納事案の徴収支援の強化を図っており、東京都では今回、区市町村から都道府県への徴収引継ぎ対象の拡大を求めているところである。 新規に発生する現年課税分の滞納としては、例えば、更正処分に伴う追徴課税等により突発的に発生する高額・困難事案などが想定され、これらについては、財産の散逸、隠匿を避けるため、早期着手及び高度な滞納整理手法が求められるものであり、本提案の実現により、年度内の都道府県による徴収の引継ぎを可能とすることが必要である。 なお、本提案について都内の53区市町村から賛同を得ている。	
163	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。 そこで、水防団の所掌事務に、消防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第3条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもとで。・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」))を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。	【支障事例】 岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となること、これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正(案)】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。 水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。 その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省、国土交通省	岐阜市	水防団は、水防事務に特化して対応するために限定的に設置される機関であり、水防団に水防事務の範囲内にとどまらない事務を担わせることは、法的にも実務的にも適当でない。 また、専任水防団員について、水防法の目的を遂行するために行われる活動以外の業務については、水防法に基づく公務災害補償の対象となりえない。 なお、消防団の任務は水防事務も含んでおり、消防団員と水防団員を兼務することにより消防団の身分を兼ね備えた水防団員であれば、水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第36条第3号)等を実施することができる。	専任水防団の必要性については、本提案で説明したとおりである。 水防事務を担う人材・組織を確保しなければならない中、水防事務のみを行うことを条件とすることで、何とか水防団への入団者を確保しているのが現状である。そのため、消防業務を兼任させることが難しいことを理解されたい。 貴省の1次回答では、「水防団を市の条例等により消防組織法上の組織として位置付ける」ことを提案される。 しかし、大規模災害時において救助に関する業務を行うとしても、日常業務として水防業務のみを行うのであれば、組織の性格上、水防法上の水防団として位置付けられるべきものであると考える。むしろ、組織の位置付けのような水防団の根幹となる部分ではなく、所掌事務の一部を追加することを求めるものである。 かかる理由により条例によって水防団を消防組織法上の組織として位置付けることは、地方自治法第14条の規定に反し不可能ではないかと考えるが、仮に可能であるとすれば、その根拠とともに適達等で示されたい。	
165	B	地方に対する規制緩和	その他	徴税吏員任命範囲の拡大	地方税徴収の合理化・効率化を図る観点から非常勤職員等の活用を実施しているが、地方公務員特別職のうち「徴税吏員」として任命できる対象は「再任用職員」及び「任期付短時間勤務職員」に限られているため、一層の効率化・合理化を図るべく、「徴税吏員」として任命できる職員の範囲を「非常勤嘱託職員」まで拡大する	【支障事例】 現状、地方公務員特別職のうち、地方税の徴収にあたり「徴税吏員」に任命できる範囲は、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」に限定され、「非常勤嘱託職員」(以下「嘱託職員」という。))については地方公務員法で課されている「罰則で担保された守秘義務」及び「厳格な服務規律」が適用されないことを理由に「任命することが不適当」とされている。(平成17年4月1日付け総税企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」) そのような中、当市納税課においては、採用される側の希望・条件があることから、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」がおらず、納税課OBを含めた複数の「嘱託職員」が徴収業務の補助的作業に従事し、業務効率化に貢献いただいているが、業務内容が制限されることから、本来生かせるはずのスキルを持って余しているように見受けられる。 そのため、当市納税課としては、業務経験・スキルともに豊富な嘱託職員の活躍の場を拡大することが、一層の業務効率化と徴収率の向上に繋がると考えている。 以上から、嘱託職員も徴税吏員に任命できるように規制緩和を提案したい。	平成17年4月1日付け総税企第80号 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」	総務省	岐阜市	○平成17年4月1日付け総税企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」とおり、特別職の非常勤嘱託職員については、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない特別職に属するため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員としての業務を担当することは適当ではないと考えている。 ○地方団体においては、再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度による当該地方団体の定年退職者の採用や、任期付職員制度及び任期付短時間勤務職員制度による国税の経験や他の地方団体の税務経験を有する者等の採用など、徴税吏員として任命することが可能とされている制度を積極的に活用することで、多様な任用・勤務形態を図り、地域の実情に応じた徴収体制の整備をお願いしたい。	今回の提案について、関係府省の第1次回答について了解いたしました。 第2次回答は不要ですが、地方税徴収事務の将来を見据えた合理的かつ効率的な体制の整備を引き続きお願いしたい。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況					
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
小樽市、伊那市、安曇野市、豊田市、西尾市、玉野市、山陽小野田市、福岡県、熊本市、宮崎市、小林市、平塚市	○第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中に発生した現年課税分の滞納については、年度途中での都道府県への徴収の引継ぎができない。 ○現状では過年度分のみを引き継ぎしているが、現年度分も課税が発生した場合、過年度分は都道府県で、現年度分は区市町村でそれぞれ徴収することとなる。 このため、滞納者に対して一括で全ての滞納を解消させることができず、また、窓口が2ヶ所になることから効率的に滞納の解消を図ることに支障がある。 ○生命保険等、解約返戻金について、現年度分に充当できず、本人に還付した結果、現年度分が未納として残る。給与差押も減年度分を残して解除、48条返戻後、市で未納分について改めて滞納整理しなければならず、滞納解消に時間を要する。 ○地方税法第48条の規定では、個人住民税の県への徴収引継ができるのは滞納繰越分のみとされている。 そのため、現年度分及び滞納繰越分のいずれも滞納している引継対象者については、滞納繰越分は県が、現年度分は市が別々に納税折衝を行うことになり、非常に効率が悪い。 ○現年課税対象者の中でも過及課税者により、高額課税された者について徴収できなかった。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		滞納繰越分に係る徴収引継が市町村から都道府県に対し行われている者については、現年度滞納分についても、都道府県が滞納処分を行うことができる仕組みについて、平成17年度税制改正において導入されているところ。 その上で、現年度滞納分のみについての徴収引継については、現年度滞納分について滞納繰越分とあわせて徴収引継を行っているケースがどの程度あるのかや、現年度滞納分のみを徴収引継する必要のあるケースとはどのようなケースがあり得るのか、また、現年度分については、未到来の納期があることとの関係など、総務省としても地方団体に事実関係の確認や意見照会などにより実情を把握していきたい。	6【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (i) 個人住民税に係る市区町村から都道府県への徴収引継特例(48条)については、過年度分の滞納者以外の者に係る現年度滞納分についても、その対象とすることを可能とする。	法律	施行時期:平成28年4月1日	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年3月31日法律第13号)		
岐阜県	水防団の任務の拡大については、水防法の目的に関わるため、当団体としても国に対して要望を行っているところである。(国は、「水防法の目的から、水防に係るもの以外の任務を追加する制度改正は困難である。水防の範囲に含まれる任務の拡大については、引き続き検討する。」との見解である。なお、現行制度上、消防団が水防を兼任し、消防団として水防活動を行うことも可能との助言があった。) 当団体の専任水防団員数は、岐阜市を含めて2,345人(H25.4.1現在)で、大阪府、静岡県に次ぐ全国第3位の規模となっているが、公務の対象となる任務が限定されていることは、水防団員の確保対策としても課題となっている。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		水防団は水防事務に特化して設置される機関であって、当該水防事務の範囲を超える事務を水防団に担わせることは法的に適当でない。このため、水防法の目的を遂行するために行われる事務以外の事務については、同法に基づく公務災害補償の対象とはならない。 しかしながら、一次回答でも述べたとおり、水防団員と消防団員とを兼務することにより、水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」等を遂行することができるとともに、公務災害補償の対象ともなる。						
登米市、東金市、柏市、相模原市、安曇野市、島田市、津島市、西尾市、大阪狭山市、奥出雲町、東温市、直方市、筑紫野市、熊本県、宮崎市、平塚市	○徴収事務の効率を図るため非常勤嘱託職員を採用し、徴収の補助的な業務を行っている。より効果を上げるには業務内容を見直しが必要であるが、徴税吏員に任命できないため業務に制限があるのが現状である。役所OBに限らず、業務経験者や豊富な知識がある者など幅広く採用し、その能力を発揮できるようになれば徴収率の向上に繋がるため、非常勤嘱託職員を徴税吏員に任命できるように提案したい。 ○非常勤特別職の位置づけで「市税等徴収指導員」を設置。国税局のOB等長年徴収業務に携わってきた職員を活用して、財産調査の拡張や資料の分析、差押処分の多様化等を行ってきた。 人事異動や組織の若返りにより経験の浅い職員が増えるなか、窓口での納税折衝や臨戸・捜索時等予測困難な現場における直接的な指導が強く求められるが、非常勤職員には徴税吏員の資格がない。滞納整理業務に直接携わることができないことで、職員的能力向上に大きく資するであろう豊富な経験・技術を十分に活かしていない。 ○再任用職員のほかに、税務経験を有する嘱託職員がいるが、徴税吏員の資格を付与できないことから、業務範囲を限定せざるを得ない状況にある。 ○国家公務員税務職OBを非常勤特別職として任用しているが、徴税吏員に指名できないことから業務内容が制限せざるを得ず、持っているスキルを生かせないでいる状況であり、実務を通した職員へのノウハウの伝授により一層の収納率向上を期待できると考えている。 以上から、特別職の職員にも徴税吏員に指名できるように規制緩和を提案したい。 ○人材確保、人材育成の観点から、OB職員などを嘱託徴収員として雇用する機会が増えている。しかしながら、これら非常勤職員には、左記の理由により徴税吏員の発令ができず、業務の範囲が制限されている。市長などで処分などを行っている事務の実情を考えると、徴収嘱託員に徴税吏員を発令することには、なんら支障はないと考えている。 ○現在、本町では町税の滞納整理を正規職員と嘱託職員3名で行っている。嘱託職員のうち他地方公共団体での経験者1名、民間(JA)経験者1名である。業務経験・スキルともに豊富な嘱託職員の更なる業務効率化と徴収率の向上に繋げるため、嘱託職員も徴税吏員に任命する必要があると考えます。 ○収納率向上のため、豊富な専門知識と経験を有する国税局OBを滞納整理指導員(非常勤嘱託職員)として雇用し、難問事案等に対する職員への助言指導や職員研修等が主な業務内容となっている。徴税吏員任命の範囲が拡大できれば、滞納整理指導員の豊富な業務経験やスキルが活かされ、一層の業務の効率化と収納率向上に繋がることが期待される。	【全国市長会】 業務経験のある人材の徴税吏員確保について検討を求める。								

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
172	B	地方に対する規制緩和	産業振興	県有特許権の無償貸与に係る議会議決の不要化	県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際に、地方自治法(以下「法」という。)で定められている議会の議決を不要とする。	【支障事例】 次世代産業の創出には新技術・新製品の開発促進が重要なため、長野県工業技術総合センターでは企業と共同で研究開発を推進し、特許を共有して早期事業化に向けた取組を支援している。しかし、共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は県の共同研究企業が優先使用権を行使し、独断的に使用しているのが現状である。このため、共同研究企業が県有特許を使用しない場合、県は他社に特許を有効に利用させることができない。 【制度改正の必要性】 共同研究企業が特許の独占的な使用を選択しない場合、県が当該企業から特許使用料を徴収せず無償で貸し出すことが有効だが、特許は公有財産のため、適正な対価で貸し付けない場合は法により議会の議決が必要であり、共同研究締結時において交渉が円滑に進まない状況がある。そこで、県有特許を広く県内企業のニーズに即して使用できるよう、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合に限り、県有特許権を議会の議決を経ずに、共同研究企業に無償貸与できるようにし、他社への貸付けを促進する必要がある。 【期待される効果】 企業に広く県有特許権の活用が進み、新技術開発や県内産業におけるイノベーション創出が期待できる。 【懸念の解消策等】 「逐条地方自治法」によると、法で議決を求める趣旨は「財政の運営上多大な損失を蒙る」「特定の者の利益のために運営が歪められる」「住民の負担を増加させる」「地方自治を阻害する」ことを避けるためであるが、今回の提案はいずれにも該当しない。なお、個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない。	地方自治法第237条第2項	総務省	長野県	普通地方公共団体の財産については、適正な対価なくして貸し付けることは原則として禁止されており、条例又は議会の議決があった場合に限り、当該禁止が解除されるものである。 これは、地方公共団体の財産を無償又は特に低廉な価格で貸し付ける等のときは、財政の運営上多大な損失を蒙りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営が歪められることとなり、ひいては住民の負担を増加させ、また、地方自治を阻害する結果となる虞があるため、議会による決定を経ることとしているものである。 提案の内容は、どのような制度改正を求めているのかが判然としないところであるが、適正な対価なくして財産を貸し付けることの原則禁止の例外を、現行制度に基づき条例や議会の議決ではなく、法律により規定することを求めているものと思われる。 しかしながら、「個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない」ものであれば、法律で更に一般的な規定として例外を設けることは一層馴染まないことは明らかであり、対応は困難である。	本提案は、地方自治法第237条第2項の趣旨は理解した上で、特に公有財産のうち、特許権は個々具体的な共有特許当事者同士の判断が必要なため、法律が規定する「条例又は議会の議決」に馴染まないものであることから、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合に限り、共同研究企業へ無償貸与を円滑に行えるようにするために、次の事項を改善すべきという趣旨である。 特許権については、条例又は議会の議決を得なくても無償で貸付ができるよう例外規定を設ける。又は例外の解釈を与える。	
193	B	地方に対する規制緩和	その他	地方自治法240条への税情報利用規定の追記	地方自治体は、発生する未収債権の効率的かつ迅速な回収を行わなければならないが、債権の回収に関して有用な税情報は、地方税法第22条においてその漏洩及び窃用した場合の処罰が定められている。 そこで、地方自治法第240条第3項の次に、市の債権を回収する場合、地方税の税情報を利用できる旨の規定を追記し、非強制徴収公債権及び私債権の回収事務において税情報の共有化を求める。	現在、本市においては多額の未収債権(※)を抱えているが、これらの債権のうち自力執行権を有しない非強制徴収公債権及び私債権については、その強制執行の実施に際して法的措置の申し立てが必要となる。 しかしながら、地方税法第22条において税情報を強制徴収公債権の業務以外に利用することが認められておらず、そのため債務者の財産調査が一部(不動産登記事項、商業登記事項、軽自動車を除く自動車登録状況等)しか行えない。これにより強制執行等の法的措置を行うことによる債権の回収の可否についての迅速な判断ができなくなり、回収の遅れやその後の未収額の増加につながるかと考える。 さらに、債務者との折衝において聴取した財産状況の信憑性を客観的に判断する場合、あるいは破産手続きや他の債権の差し押さえなどが行われた場合等で、税情報が利用できないことにより債権の保全措置(配当要求、破産債権の届出、仮差押え等)が行えず、回収が可能であった債務を十分に回収できない状況も考えられる。 地方の財政状況が厳しい中、市全体の債権回収について税情報を活用することができれば、効率的に財政健全化を図ることができるとともに、債務者に対する行政の迅速な支援も容易となる。 ※H25年度現在の熊本市の未徴収債権額は、約158億円となっており、そのうち非強制徴収公債権分が約8億、私債権分が約20億となっている。	地方自治法第240条 地方税法第22条	総務省	熊本市	○地方税法に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方公務員法における守秘義務の規定とは別に地方税法第22条で秘密を漏らし又は窃用した場合の罰則(守秘義務)が規定されており、個別の債権に関する法令の規定があるものに限って利用が認められるもの。 ○平成19年3月27日付け総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においては、以下のように記載して、税情報を利用して差し支えない範囲を示している。 「なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。 保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」	平成19年3月27日付け総税企第55号については、本市も承知しており、この通知に記載されている「地方税の滞納処分の例を適用して徴収できる債権」は、強制徴収公債権であると理解している。 今回の要望の趣旨は、強制徴収公債権ではなく、非強制徴収公債権及び私債権(以下、非強制徴収公債権等という。)の回収において、税情報の利用ができないかということである。税情報が利用できないこれらの債権は、本市が有する未収債権の約18%を占めており、地方の財政状況が厳しい中、これらの未収債権を適正に回収し、財政健全化を図るためのひとつの手法として、税情報の共有化が可能となるよう地方自治法第240条の改正を提案したところである。 本市においては、強制徴収公債権、非強制徴収公債権等を網羅した債権の一元管理も検討しているところであるが、非強制徴収公債権等の回収について税情報の活用ができないとすれば、実質的には強制徴収公債権と非強制徴収公債権等のそれぞれに対して対応する組織を要し、非効率になるうえ、債権の徴収猶予又は徴収緩和措置などを検討することができなくなるため、債務者の生活状況に応じた対応が不可能になるなどの課題があるものと思料する。 以上を勘案いただき、提案について再検討をお願いしたい。	
203	B	地方に対する規制緩和	その他	住民票の任意記載事項の拡充	住民基本台帳法施行令第6条の2の規定により市町村長が住民票に記載することができる任意事項(住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であるもの)に、「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」及び「転入前の住所地において住民票に登録された年月日」を追加する。	【背景】 本市住民投票条例の規定による投票資格の有無を判断するに当たり、18歳以上であること、本市において3ヶ月を超えて住民基本台帳に登録されていることに加えて、永住者及び特別永住者以外の外国人については、本邦において3年を超えて住民基本台帳に登録されていることが、投票資格の要件となっている(以下「3年要件」という。)。しかしながら、外国人登録制度の廃止に伴い、平成24年7月9日以降、市町村が外国人登録原票を保管していないことから、本市が3年要件の確認を行うに当たって本市在住3年未満の場合は、転入前の住所地である自治体宛てに個別に文書照会を行うことが必要となっている。 【国におけるこれまでの検討経緯】 住民基本台帳法に基づく住民票の記録等に関する事務は、市区町村の自治事務とされている。平成24年7月9日に、改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えることとされた。当該改正法の施行により、外国人登録制度が廃止された。 【支障事例及び制度改正の必要性】 3年要件の確認作業が必要な外国人は、本市において約3,000人存在するが、転出入を繰り返している外国人等については、文書照会に相当の期間を要することを勘案すると、具体的に投票事業が発生した場合に、必要な時期までに名簿作成を行うことが事実上不可能となっている。これは、本市に限らず、住民投票条例上、外国人の資格要件に、本邦に住民票を登録してからの期間を規定している自治体において、共通の支障となっている。 住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うため、今回の制度改正が必要と考える。	住民基本台帳法第7条、住民基本台帳法施行令第6条の2、住民基本台帳法事務処理要領第2.1(2)ヌ	総務省 【住民制度】	川崎市	住民票の記載事項に「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」、「転入前の住所地において住民票に登録された年月日」を追加する法令改正のご提案に回答します。住民票の義務的記載事項は、全国的に実施される行政事務の処理に必要な事項について規定されているものであり、当該改正により一部の団体が独自に行う行政事務の処理のために利用する事項を全市区町村に記載を義務付けることとなることから、対応は困難であるものと考えます。	本提案については、市町村長が住民票に記載することができる任意事項についてのものであり、他の自治体への照会などにより把握した「転入前の住所地において住民票に登録された年月日」等を住民票に記載することは、住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うことに資するものであるといえます。しかしながら、ご回答の趣旨のとおり、根本的な解決のためには、住民票の義務的記載事項への波及は避けられず、そのための法令改正の実現は難しい状況にあることを踏まえ、今後においては、新たな手法を模索するとともに、事務効率化などの視点からも引き続き検討していきます。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成27年12月22日閣議決定）記載内容 ※平26対応方針（平27.1.30閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針（平28.12.20閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
						措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
				当省の1次回答において「『個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない』ものであれば、法律で更に一般的な規定として例外を設けることは一層馴染まないことは明らかであり、対応は困難である」旨お答えしているところであるが、その点についての見解が十分示されていない中で、対応を検討することは困難である。					
小樽市、登米市、宇都宮市、川口市、市原市、相模原市、安曇野市、磐田市、豊橋市、豊田市、西尾市、福知山市、寝屋川市、大阪狭山市、伊丹市、福山市、八幡浜市、東温市、八代市、宮崎市、小林市、平塚市	○1 徴税部署にて税外債権を一元徴収する場合、債権の性質により、同一部署で取扱うが担当者を完全に分離し、税務情報が共有しないようにする必要がある。債務者と担当者の面談等も別々に行う必要もあり、双方に非効率な状況である。 2 生活保護費の返還金について、法改正により同一債務者において、強制徴収が可能なものと不可なものがあるが、同じ担当者が債権回収を担当する。強制徴収公債権の調査権に基づき行った調査結果を非強制徴収公債権にて利用することは、地方税法第22条の窃用が問われ、円滑な財産調査が妨げられる恐れがある。 ○提案市と同様の事例の他に、勝訴判決により債務名義を取得したにもかかわらず、滞納者の職業、財産等が把握できず、財産調査に税情報も利用できないため、強制執行手続を行うことができない事例がある。 非強制徴収公債権・私債権においても税情報を活用することができれば、滞納者の財産等の把握が進み、財産等がある場合は適正かつ迅速な強制執行手続によって債権回収を図り、財産等がない場合は適宜徴収緩和措置を行うなど、滞納者の実情に応じた適正な債権管理を行うことができる。 ○私債権の滞納者については地方自治法施行令第171条に基づき督促を実施したのち、履行がなければ同令第171条の2各号に規定されている措置（大半は3号の訴訟手続）を実施しなければならないが、法的措置を実施して債務名義を取得しても、財産の有無を把握することが困難であることから、強制執行も徴収停止もできず、徒に時効期間が10年となって管理を継続しているケースが散見される。 一例として、督促状送付後も反応がなく、法的措置を実施して訴訟上の和解が成立した私債権滞納者について、和解条項不履行に基づき強制執行を計画するも、和解後に転売したため給与差し押さえができず、現在も処分保留のまま管理する状況が継続しているケースがある。本ケースの滞納者には保育料（強制徴収公債権）の滞納もあり、そちらでは税情報の共有が認められているため現在の就業先等も判明しているが、当該情報を利用することは地方税法22条に抵触する可能性があるため利用できない。 滞納者の差押可能財産を把握していながら債権の種類によってこれを利用できず、結果として滞納の一回的解決が図られないことは債権管理上好ましいものではない。 ○同一滞納者であるにも関わらず、税の滞納整理部署とその他の債権の滞納整理部署において、それぞれに調査を行ったために、差押え等のタイミングを逸してしまい、貴重な債権回収の機会を逃す事が多々ある。 ○非強制徴収公債権及び私債権の滞納の回収を図るため裁判所を通じた手続を行っている。だが調査権が認められていないことから財産調査等が十分に行えず、結果的に第三債務者として指定した金融機関等において「差押えに係る債権が存在しない」等の事情が判明し思うように回収できない事例が多い。この点、地方税に関する情報を、かかる非強制徴収公債券や私債権の回収事案に共有することができれば債務者の勤務先情報等、有効な回収に資する情報が得られることで未収債権額が圧縮でき、引いては期限内納付者と公平性の確保を担保できると考える。 ○平成27年6月1日現在の滞納実質額：56,825,330円 平成27年6月1日現在の滞納者数：198人 平成27年4月1日現在の債務名義数：136件 上記136件について、和解調書正本、判決正本等の債務名義を取得しているが、和解条項の不履行や判決に基づく債権差押の強制執行申立時に必要な、税所管課が所有する税情報を共有できないことにより、申立自体が困難な状態にある。	【全国市長会】 公平性の観点から、税以外の債権の効率的かつ迅速な回収が必要である一方、税情報は納税者にとって秘匿性の高いものであり、納税者の信頼を得るために規定されている守秘義務への配慮が必要であることを踏まえ、税情報の活用について慎重に検討すること。	地方税に関する調査等の事務に従事している者自身が私人の秘密を知ること、地方税の賦課徴収に必要であり、地方税法の予想するところと考えられるが、その事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法の予想しない権利の侵害であると考えられる。 地方税法第22条の趣旨が、このような地方税法の予想しない権利の侵害が現実には発生するのを防止するためのものであることから、地方税に関する調査等の事務に従事している者がその事務に関して知り得た秘密を第三者に知らせる行為が適法であり、同条に規定する犯罪とならないものと解しうるためには、そのような行為を適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定（例えば、「地方税の滞納処分の例による」等の規定）が必要である。（昭和38年3月内閣法制局意見と同旨） ご提案の「非強制徴収公債権」、「私債権」は、その内容が多様であるため、一律に、私人の秘密をその意に反して利用できることとするには問題があると考えられる。 なお、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用することを目的とする場合については、「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」（平成23年3月3日付け総行政第29号、総税市第11号）において、本人の同意を前提に、当該施策の担当課等に提供する場合の留意事項をお示ししているので参照願いたい。						
北上市、萩市、八幡浜市		【全国市長会】 提案内容について、市町村の事務軽減等に十分留意して検討すること。							

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
209	B	地方に対する規制緩和	その他	公債権の管理における滞納者情報の幅広い共有化の促進	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報については、秘密とされる情報を行う「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。	地方税法第22条 地方自治法第240条第2項及び第3項 地方自治法施行令第171条の2、同第171条の6、同第171条の7	総務省	中核市市長会	○地方税法に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方公務員法における守秘義務の規定とは別に地方税法第22条で秘密を漏らし又は窃用した場合の罰則(守秘義務)が規定されており、個別の債権に関する法令の規定があるものに限って利用が認められるもの。 ○平成19年3月27日付け総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等」についてJにおいては、以下のように記載して、税情報を利用して差し支えない範囲を示している。 「なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」	総務省の回答に記載があるとおり、税情報を利用できるのは、個別の債権に関する法令の規定がある場合のみ。その範囲は平成19年3月27日付け総税企第55号により「地方税の滞納処分の例による」との規定がある債権のみである旨が明確にされている。 本提案は、法令改正の上、対象となる債権を追加し、「地方税の滞納処分の例による」との規定がない債権(以下、「私債権等」という)についても、税情報を利用可能とすることを要望するものである。 理由として、任意の情報提供に応じない者や虚偽の情報を提供する者等、悪質な滞納者への対応に必要であるほか、更なる債権回収事務の効率化及び生活困窮者の救済に繋げることが可能となるためである。 なお、私債権等に税情報が利用できないことによる弊害については別紙を参照されたい。 地方自治法第240条第2項及び第3項は、私債権等のみを対象とする規定であるが、当該事務処理を行うにあたっては、滞納者の資力に関する正確な情報が不可欠である。資力に関する正確な情報が得られない中で強制執行や履行期限の延長、債務免除等を行うことは困難であることから、地方自治法第240条に条項を追加する法改正を行う等により、同条第2項及び第3項の事務を行うにあたり必要な範囲内において、税情報を活用できる旨の規定を新設する等の措置を強く要望する。 少子高齢化による人口減・税収減が迫る中、各団体にはこれまで以上に収入確保の強化が求められている。滞納整理の手段に限界がある私債権等であっても、このまま巨額の滞納を解消できない状況が続くのは、納付している市民との公平・公正の観点からも大きな問題である。	
210	B	地方に対する規制緩和	その他	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和	【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。 都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。 また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。 加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。 【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へとつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事務も顕在化する等の効果も期待される。	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	総務省 文部科学省	中核市市長会	地方自治法第252条の17の2第3項では、同条第1項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合には、 ①当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合があること ②当該事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内で市町村に関する規定として適用されること など、法令で定められた権限主体の変更により、当該市町村の行政運営に大きな影響を与えるものであることから、市町村が都道府県に対して権限移譲の要請を行う際には議会の議決を経ることとされている。 この趣旨を踏まえると、地方自治法第252条の17の2第3項の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決を撤廃することは困難である。	地方自治法第252条の17の2第1項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合において、当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合には、条例・規則等の改正を行うなど、適切な処理を経て権限の移譲を受けることとなる。 これは、都道府県知事の発意により市町村長へ権限移譲を行おうとする場合であっても、市町村長の要請を受けて都道府県知事が権限移譲を行う場合であっても同様の手続きを経る必要があるものであり、市町村長の要請の場合にのみ議会の議決を必要とする理由とはならないと考えられる。 また、同条第2項の規定により都道府県知事が権限移譲を行おうとする場合には協議のみで足りる(市町村長の同意すらも不要である)のに対し、同条第3項の規定により市町村長が要請する場合にのみ議会の議決を課することは、都道府県と市町村の関係が対等であるとは言い難くするとともに、地方分権を推進する上で市町村からの積極的な事務処理の要請を阻害する一因になっていると考える。	
243	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)	全国市長会	消防信号は、消防法第18条第2項に「何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。」と定められているところ(昭和23年制定)、具体的な信号パターンについては、消防法に基づき、消防法施行規則第34条別表1の3に定められている(昭和36年制定)。 昭和51年に気象庁が定めた津波警報標識(気象業務法施行規則第13条第2項に基づく告示)は、消防の近火信号、出場信号に類似しているものがあるが、津波警報等を住民に知らせるJアラートにおいては、サイレン音に加えて、津波である旨のメッセージ等を流すことで、危険性を伝達するとともに区別がつくようにしているとのことであり、現在の信号の使用に関し、混乱を来すことはないものと思料。 消防庁としては、津波警報等の発令時には火災発生時と同様に国民に対し、危険を伝達する必要があると認識しており、現在の信号にメッセージを付加することによる対応が適当であると考える。	サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。 実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。 住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図りたい。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
小樽市、釧路市、登米市、 樺手市、宇都宮市、市原市、相模原市、磐田市、豊橋市、豊田市、西尾市、福知山市、八尾市、寝屋川市、大阪狭山市、伊丹市、加古川市、福山市、防府市、遠賀町、八代市、宮崎市、小針市、特別区町会、平塚市	【全国市長会】 公平性の観点から、税以外の債権の効率的かつ迅速な回収が必要である一方、税情報は納税者にとって秘密性の高いものであり、納税者の信頼を得るために規定されている守秘義務への配慮が必要であることを踏まえ、税情報の活用について慎重に検討すること。 ○1 徴税部署にて税外債権を一元徴収する場合、債権の性質により、同一部署で取扱うが担当者を完全に分離し、税務情報が共有しないようにする必要がある。債務者と担当者の面談等も別々に行う必要もあり、双方に非効率な状況である。 ○2 生活保護費の返還金について、法改正により同一債務者において、強制徴収が可能なのと不可なものがあるが、同じ担当者が債権回収を担当する。強制徴収公債権の調査権に基づき行った調査結果を非強制徴収公債権にて利用することは、地方税法第22条の窃用が問われ、円滑な財産調査が妨げられる恐れがある。 ○私債権の滞納者については地方自治法施行令第171条に基づき督促を実施したのち、履行がなければ同令第171条の2各号に規定されている措置(大半は3号の訴訟手続)を実施しなければならぬが、法的措置を実施して債務名義を取得しても、財産の有無を把握することが困難であることから、強制執行も徴収停止もできず、徒に時効期間が10年となって管理を継続しているケースが散見される。 一例として、督促状送付後も反応がなく、法的措置を実施して訴訟上の和解が成立した私債権滞納者について、和解条項不履行に基づき強制執行を計画するも、和解後に転職したため給与差し押さえができず、現在も処分保留のまま管理する状況が継続しているケースがある。本ケースの滞納者には保育料(強制徴収公債権)の滞納もあり、そちらでは税情報の共有が認められているため現在の就業先等も判明しているが、当該情報を利用することは地方税法22条に抵触する可能性があるため利用できない。 滞納者の差押可能財産を把握していないがら債権の種類によってこれを利用できず、結果として滞納の一回的解決が図られないことは債権管理上好ましいものではない。 ○同一滞納者であるにも関わらず、税の滞納整理部署とその他の債権の滞納整理部署において、それぞれに調査を行ったために、差押え等のタイミングを逸してしまい、貴重な債権回収の機会を逃す事が多々ある。 ○・平成27年6月1日現在の滞納家賃額:56,825,330円 ・平成27年6月1日現在の滞納者数:198人 ・平成27年4月1日現在の債務名義数:136件 上記136件について、和解調書正本、判決正本等の債務名義を取得しているが、和解条項の不履行や判決に基づく債権差押の強制執行申立時に必要な、税所管課が所有する税情報を共有できないことにより、申立自体が困難な状態にある。		地方税に関する調査等の事務に従事している者自身が私人の秘密を知ること、地方税の賦課徴収に必要であり、地方税法の予想するところと考えられるが、その事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法の予想しない権利の侵害であると考えられる。 地方税法第22条の趣旨が、このような地方税法の予想しない権利の侵害が現実には発生するのを防止するためのものであることから、地方税に関する調査等の事務に従事している者がその事務に関して知り得た秘密を第三者に知らせる行為が適法であり、同条に規定する犯罪とならないものと解しうるためには、そのような行為を適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定(例えば、「地方税の滞納処分」の例による)等の規定)が必要である。(昭和38年3月内閣法制局意見と同旨) ご提案の「非強制徴収公債権」、「私債権」は、その内容が多様であるため、一律に、私人の秘密をその意に反して利用できることとすることには問題があると考えられる。 なお、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用することを目的とする場合については、「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」(平成23年3月3日付け総行政第29号、総税市第11号)において、本人の同意を前提に、当該施策の担当課等に提供する場合の留意事項をお示ししているのを参照願いたい。					
豊橋市	【全国知事会】 市町村長からの要請に際しては、引き続き、市町村議会の議決を必要とすべきである。 第1項の規定による権限移譲を市町村長が要請することは一般的に可能であり、本項の要請に限られない。本項の要請でなければ市町村の議会の議決は必ずしも必要ない。一方、本項の要請は、次項により、都道府県知事に対して速やかに市町村長と協議をする義務を発生させるものであり、要請に当たっては団体意思を確定させるべきである。 なお、第2項の手続は、第1項の規定により都道府県が条例を制定するのに先立って、事前に都道府県知事が市町村長と協議を行うものである。この協議そのものが、市町村長に対し、何らかの義務を発生させるものではない。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		地方自治法第252条の17の2第3項の要請については、市町村長が当該市町村の議会の議決を経て、都道府県知事に対し都道府県知事の権限に属する事務の一部を移譲することを要請してきた場合には、都道府県知事に協議を義務付けるものであるが、これは、市町村長が都道府県知事に対し都道府県知事の権限に属する事務の一部を移譲することを求める手段の一つであって、これ以外の方法により市町村長が権限移譲を求めることを妨げているものではない。					
能代市、東海市、高松市、宮崎市、かほく市	【全国市長会】 サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。 実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。 住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図りたい。		消防信号のサイレン信号パターンの一部が、津波警報標識の大津波警報標識や津波警報標識のサイレン音と類似していることは承知している。 津波標識のサイレンは、Jアラートを通じて市町村の防災行政無線により吹鳴されている。この防災行政無線による音声メッセージが建物等の反響や、地理的条件等により聞き取りにくいという話であるが、防災行政無線は、気象予警報・避難勧告等の情報を住民に伝達するために不可欠な手段であることから、まず、スピーカーの設置場所や音量等を変更するなどによりこの問題を改善すべきであると思料する。 消防団への災害情報等の伝達については、消防信号のサイレンだけでなく、消防団無線等の連絡体制を確保していることから、消防団の活動上支障は生じないものと考えている。 消防庁としては、従前から使用している消防信号の信号パターンを変更することは、住民及び消防団員に混乱を生じさせる恐れがあるため、現在の信号パターンを変更する予定はない。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
246	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSpring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校（幼稚園）の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立た上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	学校教育法 第2条、附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	総務省・文部科学省	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	附属学校（義務教育を含む）における教育を、自治体とは独立した法人格を有する公立大学法人の管理下に置くことについては、 ①現行法制度上では解決が不可能であり、「公立大学法人立」とすることにより解決可能となる。具体的な法制度上の「支障」 ②公立大学法人が設置する「大学」の観点からの、具体的な附属学校を設置する必要性 ③通常の「公立学校」との役割の違いなど、「公立大学法人立」の「公立学校」としての位置づけについて、それぞれ明確化される必要がある。 また、初等中等教育段階の公立学校における教育は、地方公共団体において住民に提供される最も基幹的なものであり、教育内容について中立性が担保されるとともに、地域的な偏りなく、継続的・安定的に提供される必要があることから、 ④「公立学校」として中立性・安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の確保（「公立大学法人立」となれば、教育委員会の所管から外れることとなる） ⑤教員が非公務員化し、教育委員会の通常の採用・異動では対応できなくなることに伴う、人事上の問題などについても検討が必要である。 ①～⑤のように、提案主体において対応方針を整理する必要がある課題があるため、まずは提案団体が整理いただいた上で、必要な対応を行う。	提案主体として以下の見解を示すので、所管省庁としての検討を求める。 ①学校教育法附則第5条により、公立大学法人は大学、高等専門学校以外の学校を設置することができないことから、公立大学法人へ移行した結果、附属学校を別々の組織に分割せざるを得ず、学長のリーダーシップによる一体的な運営ができなくなっている。 ②法的な位置付けが別とされた状況では附属学校の教育内容やカリキュラムに学長の意向が反映されないなど、学長の指揮命令権が附属学校に及ばないことから、附属学校設置の趣旨である大学と緊密に連携した人材育成ができなくなっている。また、附属幼稚園では研究フィールド（園児の行動観察・分析等）としての機能が発揮できなくなっている。 ③公立大学法人の附属学校となっても、学校教育法第2条で定める地方公共団体（公立大学法人を含む）が設置する公立学校としての位置付けは変わらない。そのため、公立学校教育に求められる政治的中立性等を担保するための教育委員会の職務権限に影響を及ぼすものではない。 ④教育行政として公の意思に基づき執行する事務（教育課程の編成、教科書の採択、入学者の選抜、学習指導等）については、現行通り教育委員会の指導・助言のもとで行うべきと考えており、引き続き教育委員会が所管できるよう、あわせて求める。 ⑤教職員の人事上の問題等については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条に基づく教育委員会との人事交流により、教職員（公務員）を配置することで対応できると考える。 (追加の支障事例) これまでは、両教育機関の設置者が同一であり、職員の兼務（大学教員と園長）ができたため、副園長等の教員選考に際し、園長を兼ねる大学教員の協力・関与が可能だった。特に現場をとりまとめる副園長については、実習のほか研究を継続しつつ園運営を行える実践経験豊富な者を必要期間配置できた。 これにより、長期的な視野で両教育機関のニーズを統合し、具体的には共同研究という形で園児の行動観察・分析、及びその成果の発信や保育実践が行われてきた。 開園（S46）以来、附属園としての長い歴史を有するが、この間、幼児の自発的活動を促す研究や保育実践は、平成元年の幼稚園教育要領改訂にもつながるものであった。 このように、附属園は、幼稚園の本来の機能に加え、実習や研究面での機能が必要となる。ところが、法人化による設置者の分離後、幼稚園の本来の機能以外の面が考慮されにくくなり、結果的に副園長も短期間での配置替となるなど、大学側の事情が反映できていない。大学としては実習における園との関係継続を優先せざるを得ず、これまでのような研究園としての活動は停滞している。 子ども子育て支援制度や地方交付税制度等の現行法制度上、公立幼稚園の設置主体は、基本的に都道府県ではなく市町村を想定している。当県のようにやむをえず県が設置者とならざるを得ない状況で、将来にわたり附属園としての機能に支障が生じ、幼稚園の本来の機能しか果たせなくなるおそれがあることは、園が存在する意義自体を失わせてしまう。	
247	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体（設立団体）が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体（設立団体）が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借り入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賄い得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待たずとも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体（設立団体）の財政負担の軽減につながるとともに、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	地方独立行政法人法 第41条	総務省・文部科学省	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合	総務省において、今年4月に有識者や地方公共団体関係者等を構成員とする「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」を設置し、地方独立行政法人法の改正に向けた諸課題について検討を行っている。当研究会は本年11月頃を目処に検討結果の取りまとめを行う予定である。 この研究会においては、公立大学法人からの「長期借入」等の要望事項も含めた公立大学法人制度についても、公立大学法人や設立団体が活用しやすい制度改革となるよう公立大学法人からの意見聴取も行い検討を進めている。 したがって、公立大学法人の長期借入については、当研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。	大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るという法人化の趣旨を踏まえ、柔軟で自主的・自律的な運営ができるよう、「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」において前向きな検討をお願いしたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			○本提案については構造改革特区で既に3回提案がなされており、論点も明確で、支障も明らかになっている。これまでも十分に検討の時間があつたことから、これまでの検討状況を自治体に説明するとともに、年末の閣議決定に間に合うよう、第2次ヒアリングまでに所要の検討を行うべきではないか。	公立大学法人による附属学校の設置については、制度設計について検討し、中央教育審議会において意見を聴いた上で、本年12月までに対応方針についてお示しする。	6【総務省】 (1)学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118)(文部科学省と共管) 公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21条2号及び70条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。	法律	平成29年4月1日施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)	
名古屋市、山陽小野田市	○設立団体における財源の確保や法人における資金調達コスト(金利)、償還財源の確保など、個々の財政・財務状況等の実情に応じ、各設立団体及び法人の判断の下で資金調達方法を選択できるようにすることにより、公立大学法人の自主性・自立性の向上につながるものと考える。 ○公立大学法人と国立大学法人について、法的に長期借入金の取り扱いが異なっており、施設整備等に当たって、長期借入ができないため、公立大学法人としての効率的、効果的な対応ができていない。 ○現在、公立大学法人移行に向けて手続を行っている。平成29年4月には薬学部を新設する予定であり、施設についても新しく薬学部棟を建設することとしている。現在では、地方公共団体の予算措置がなければ施設を建設することができないため、提案の趣旨と同じく、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備が出来るように長期借入が可能となるようにしていただきたい。		○総務省が平成27年4月から開催している「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」において、現在、長期借入が可能な国立大学法人と同様の範囲で公立大学法人でも長期借入を可能とする方向で検討がなされているとのことであるため、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではないか。	第1次回答及び集中ヒアリングでの回答のとおり、現在、総務省で開催している「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」は、本年11月頃を目処に検討結果の取りまとめを行う予定であり、公立大学法人の長期借入についても、同研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。	6【総務省】 (7)地方独立行政法人法(平15法118)(文部科学省と共管) 公立大学法人による長期資金の調達(41条5項)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及び債券発行を可能とする。	法律	平成29年4月1日施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
307	B	地方に対する規制緩和	その他	法定外普通税及び法定外目的税の変更に係る税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合の総務大臣との事前協議の廃止	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を新設・変更しようとする時は、税率の引下げや課税期間の短縮等を行う場合を除き、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、更なる規制緩和として、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」の場合の総務大臣への協議・同意の廃止を求めるもの。	【検討の経緯】 平成12年地方分権一括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制度を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意が不要となった。 【具体的な支障事例】 当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きく損なうものではないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標準処理期間として3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。 【制度改正の必要性】 地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の利益を大きく損なうものではないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができると考える。	地方税法 第259条、第731条	総務省	宮城県 広島県	地方税法(昭和25年法律226号)第259条第1項及び第731条第2項において、道府県法定外普通税(目的税)の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更については総務大臣への協議・同意を要しないと規定しているところ。また、地方税法施行令(昭和25年政令245号)第45条の2及び第56条の91において、総務大臣への協議・同意を要しない変更は具体的に①税率の引下げ、②廃止、③条例の規定が効力を有する期間の短縮としている。 この協議・同意を要しない変更は、平成16年改正において規定したものであるが、これは納税者の負担を軽減する方向への変更については国の関与を縮減するという趣旨によるものである。 提案団体においては、法定外税を導入するに当たって、社会情勢の推移等を勘案する必要がある等の判断の下に課税期間を定めて協議いただいたものと理解している。自ら設定した課税期間を経過した後に、社会情勢の推移等を勘案して改めて法定外税を課することとするのであれば、その時点において法定外税を課するために必要な協議を行う必要がある。	意見なし	
313	A	権限移譲	産業振興	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に進めることができるよう次のとおり提案する。 ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。 また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通した県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。	産業競争力強化法 第113条、114条、137条3項 創業・第二創業促進補助金	総務省 経済産業省	香川県 徳島県	ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。 ＜「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」＞ ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	1. 創業支援事業計画の認定 創業支援については、創業支援事業計画の策定主体である市町村に十分なノウハウがない場合が多く、市町村により近い都道府県に認定権限があれば、より市町村と連携して、都道府県の施策とも関連付けた効果的な創業支援を行うことができるものと考えている。 2. 創業・第二創業促進補助金 香川県では創業支援を受けた事業者などを対象に、支援後のフォローアップにも取り組んでいるが、平成26年度補正予算から地方事務局が廃止され、申請受付窓口等が民間企業に一本化されたことで、創業者の情報を得る機会が減少し、フォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受けることにより、創業から創業後のフォローアップまでの一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に進めることができるものと考えている。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
鳥取県		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。							
神奈川県、東温市	○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となったため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。) ② (創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問し面談していた)	【全国知事会】 中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。 ○ 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置くかどうかというのはこの場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい」、「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があったが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。 ○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないということに元々無理があると思われるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲するべきではないか。 ○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、今後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。 ○ 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があったが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。 ＜「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」＞ ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、①については26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付総行政10号)) ②については現在の制度枠組みを含めた検証について、来年1月から3月に実施予定。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
316	B	地方に対する規制緩和	その他	行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の貸付けに係る「庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合」との要件について、地方公共団体の事務事業に使用される見込みのない「スペース的な余裕のある場合」だけでなく、休日や夜間等の「時間的な余裕のある場合」にも貸付けができるよう見直す。	【支障事例】 本県では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等への開放を検討している。 例としては、業務時間外や休日に、庁舎敷地のうち、「県民広場」を民間企業の営利イベント(モーターショー、物産展、展示場等)に有償貸付け、「駐車場」を民間駐車場と同水準の価格で有償貸付け、「グラウンド」を一般県民に有償で時間貸しすることや、庁舎建物のうち、「会議室」を民間企業の会議スペースとして有償で時間貸し、「展望ロビー」を民間企業のイベント(結婚式、街コン等)の場として有償貸付けすること等が想定される。 行政財産の民間等の使用が認められる場合のうち、「行政財産の貸付け」については、庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用される見込みのない「スペース的な余裕のある場合」が想定されており、休日や夜間等の「時間的な余裕のある場合」は対象とならない。 また、「行政財産の目的外使用許可」については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において認められるが、使用料について条例で定める必要がある。県においては、区域が広範囲に及ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施設の特徴(老朽化状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困難である。	地方自治法第238条の4第2項第4号 地方自治法施行令第169条の3	総務省	茨城県	地方自治法に定める行政財産は、普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべきものであることから、貸し付けなど行政財産を私法上の関係において運用することを原則として禁止(同法第238条の4第1項)しているものである。 一方、市町村合併や行政改革の進展、少子化の動向などから庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じた際に、長期かつ安定的に当該余剰部分の民間利用を促進する観点から、現行の行政財産に係る制度の基本は維持しつつ、一定の場合に限り行政財産を貸し付けることを可能としているところである(同条第2項第4号)。 また、上記の趣旨から、庁舎等の床面積又は敷地のうち、「普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分」については、いずれ短期間で再び事務又は事業の用に供されるものであることから、長期安定的な利用を促進する貸付けにはなじまないため、行政財産の貸付けの対象から除かれているところである(地方自治法施行令第169条の3)。 本件提案は、いずれ短期間で再び地方公共団体の事務又は事業の用に供される行政財産を私法上の関係において運用することを内容とするものであり、行政財産が有する本来の行政目的を達成できなくなる虞があると考えられることから、提案の制度改正を行うことは困難である。よって、行政財産を短期間で有効に活用する手法である地方自治法第238条の4第7項の目的外使用許可により対応すべきである。 なお、提案中「県においては、区域が広範囲に及ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施設の特徴(老朽化の状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困難」との見解であるが、地方公共団体においては多様な行政財産又は公の施設の使用につき、個々に条例で使用料を定めているものと承知している。	本件提案が困難である理由は、「いずれ短期間で再び地方公共団体の事務又は事業の用に供される行政財産を私法上の関係において運用することを内容とするものであり、行政財産が有する本来の行政目的を達成できなくなる虞がある。」とお示しいただいたところであるが、本提案は「行政財産が本来の行政目的の達成のために利用されることを前提」とした上で、「行政目的に支障のない範囲で資産を有効活用すること」により収入の増加を図るものであり、ご指摘があった懸念は以下の理由により解消されると当県では考えている。 ・まず、休日や夜間における庁舎は、その多くが庁舎としては機能しておらず、「行政財産が有する本来の目的のために供されていないもの」と考えられる。 ・また、実際の運用にあたっては、利用区域を一部に制限することや(〇〇階の会議室のみを対象とする)、利用上の遵守事項(秩序を乱す行為の禁止等)を明記し適切に管理を行うことで、本来の庁舎機能に支障なく運用ができるものと判断している。 したがって、明らかに本来の行政目的のために使用する曜日・時間帯ではない「時間的余裕」の場合についても、地方自治法施行令第169条の3に規定する「地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分」の趣旨に合致すると考えられることから、同条を適用させるか又は同条の改正で明確化することにより、貸付対象に含めることができな いか提案したものである。	
319	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTIについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用している来日間もない一部のALTIにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTIについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、本県の子どものための英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるため、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任用団体マニュアル 募集要項	総務省 外務省 文部科学省	福井県	JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直しできました。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。	小学校における英語の教科化、中学校や高等学校における言語活動の高度化等の英語教育改革の現状等を踏まえ、予定されているALTの活動状況調査を早期に実施し、更なる任用期間の延長に向けた積極的な検討を行い、必要な措置を講じていただきたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
豊田市、奥出雲町				見解で示された提案の趣旨である「行政財産が本来の行政目的の達成のために利用されることを前提」とした上で、「行政目的に支障のない範囲で資産を有効活用すること」により収入の増加を図る」ための手法として、既に地方自治法第238条の4第7項の目的外使用許可があり、当該規定により対応できることから、制度改正の必要性はないと考える。					
甲府市、大町市、岐阜県、奥出雲町、八幡浜市、熊本市		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直してきました。 JET-ALTの活用状況調査を今年度実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。	6【総務省】 (10)語学指導等を行う外国青年招致事業(外務省及び文部科学省と共管) 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			○JETプログラムは、我が国と諸外国との相互理解を増進することにより日本の地域の国際化促進に資する交流プログラムである。また、JET参加者は、日本への関心や地域の国際交流活動に参加する意欲を有する者として、本プログラム終了後、日本と母国の架け橋となることが期待されている。このような趣旨から本プログラムは、制度上、任用期間の上限を原則3年までとし、例外的に加えて2年(累計5年)までの更新を可能とした上で、プログラム参加期間中には、JET参加者への各種サポートも実施している。 ○任用期間の上限をこれ以上延長することは、前述の交流プログラムの趣旨とは異なるものであるため、任用期間の上限を満了した際には、新たなJET参加者を招致することが望ましい。このことから、JET-ALTの任用期間の延長等は困難である。 ○なお、平成27年度に実施したJET-ALT活用状況調査では、累計任用期間の上限の延長等を希望するとした回答は一部に留まるものであった。 ○また、ALTの任用については、各自自治体の裁量により実施される中、JET-ALTとしての任用期間の上限を満了した者を引き続き独自に任用する自治体も見られる。 ○文部科学省では、このような取組も踏まえつつ、5年の任用期間を満了した者を、英語教育のさらなる充実のために、ALT等として独自に任用しようとする自治体に対して例えば、 ・引き続き独自に任用する場合における支援の検討 ・教員として任用することができる特別免許状制度の活用を促すこと を行っていくものとする。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
328	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	救急隊編成基準の特例拡大	消防法施行規則第50条で定める救急隊編成の基準の特例を拡大して、地域を限定したうえで救急隊員2名で救急業務を実施できるようにする。	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50条 過疎地域自立促進特別措置法	総務省 消防庁	西予市	救急隊を3名で編成することとしている基準は、救急現場における傷病者の搬送や応急処置の実態から最低限必要なものとして規定されている。具体的には、3名のうち1名が気道確保、酸素吸入といった応急処置、もう1名が血圧測定、心電図測定といった容態観察、残る1名が救急車の車両運転を行うという任務分担が必要である。また、床上に横たわる傷病者を担架へ収容する際にも、3名で行なわなければ安全の確保ができない。このため仮に2名で編成した場合、重症の傷病者の搬送や隊員の安全確保において支障が生じ、事故に繋がる可能性が極めて高くなる。 以上のとおり、隊員の3名編成の基準は、傷病者の安全を確保しつつ適切に搬送業務を行うために定めていることから、転院搬送において医師等の同乗がある場合や緊急度・重症度の識別について医師が責任をもって指示を行う体制が確立されている場合を除いては2名編成とすることはできない。 一方で、全国の過疎地域でも同じような課題があることも考えられるので、3名編成を維持する中で、安全性の確保を前提としたうえで、救急隊員以外の者に行わせるなどの方策について、今後検討してまいりたい。	①高齢化率が高い人口減少地域では、タクシーや民間救急などの患者搬送手段がなく救急車に頼らざるを得ない実情であるが、このような地域にある救急出張所では、人員の関係で平日の日の中のみしか3名編成の救急隊を待機させることができない。については、出張所の24時間体制を実現するため、現在出張所が不在となる夜間・休日（祝祭日含む）時間帯の救急出動時の2名編成を可能としていただきたい。このことは、夜間・休日の患者へのファーストタッチが早くなり、救命率の向上が期待できると共に、市民に大きな安心感を与えられる。 ②回答前段の「3名で行わなければ安全の確保ができない。」については、出張所の2名編成救急隊と同時に、出張所を管轄する支署等からも3名編成救急隊を同時出場させて、3名搬送が必要な患者の場合は3名編成救急隊の到着を待って搬送することを提案しているため、懸念されている部分は十分保障されている。 ③回答中段の「緊急度・重症度の識別について医師が責任をもって指示を行う体制」については、医師は救急現場で直接患者を観察するのではなく、患者側からの通報内容や現場救急隊員の報告によって判断をしない。これに対して、先に到着する2名編成の内の一定の経験を有する救急隊員（救急救命士）が、現場で直接確認したうえで2名搬送が可能な患者であるかを判断することは合理的と考える。 ④論点としては、医師以外の救急隊員（救急救命士）が、2名搬送が可能であるとの判断をし、そのことに責任が持てるのかどうかを問われていると考える。この事は、救急救命士に追加講習を課して認定救命士を育成し、判断力を養成する事で問題が解消できる。	
334	B	地方に対する規制緩和	その他	連携中枢都市圏の要件緩和	「連携中枢都市」の要件として、中核市（人口20万人以上）等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるようにすること。	連携中枢都市圏構想推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 氷見市 小矢部市 砺波市 南砺市	連携中枢都市（圏）の対象となる都市（圏）の条件については、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「対象となる都市（圏）の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市（圏）の要件に該当する都市（圏）は「連携中枢都市圏の対象とする」とされたところ。 これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市（圏）及び条件を検討しているところ。	これまで富山県西部圏域では、新たな広域連携のあり方や必要となる支援策等について、「連携中枢都市圏」制度を国が確定する前に、本圏域の実態に即した有意義な制度設計となるよう、国及び県へ要望してきたところである。 また、全国には本圏域と同様、中核市未満の人口規模の複数自治体により、連携都市圏の形成を推進している地域があることから、当該地域と連携して国へ働きかけるため、情報共有等を図っているところである。 去る8月4日には、「連携中枢都市圏」の形成に向け、6市共同による「富山県西部圏域連携都市圏形成推進宣言」を実施するとともに、同日付で、6市と富山県（オブザーバー）で構成する推進協議会を設置した。今後は、同協議会の幹事会を定期的に開催し、今年度秋頃を目途に具体的な施策を決定したいと考えている。 引き続き、国において都市圏概念を統一・明確化し、「連携中枢都市圏」の形成を推進していくにあたっては、本圏域の「多極ネットワーク型」の広域連携について、格段の配慮をお願いしたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平26対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
石垣市		【全国市長会】 提案の趣旨にかんがみ、救急活動における安全性の確保等を考慮したうえで、地域性に配慮した検討を行うこと。		隊員の3名編成の基準は、傷病者の安全を確保しつつ適切に搬送業務を行うために定めていることから、転院搬送において医師等の同乗がある場合や緊急度・重症度の識別について医師が責任をもって指示を行う体制が確立されている場合を除いては、2名編成とすることはできない。 傷病者の安全を確保するため、緊急度・重症度の識別については、医師の医学的な判断に基づいて行われるべきであり、救急救命士が医師の判断を代替することは不適切である。 なお、現行法上においても、救急隊到着後に救急隊長の指揮の下で救急業務を実施し、傷病者を救急車で搬送するという条件の下であれば、救急隊が現場に到着するまでの間、消防吏員が現場に先行し、資格に応じた応急手当等を行うことは可能である。 また、3名編成を維持する中で、安全性の確保を前提としたうえで、業務の一部を救急隊員以外の者に行わせるなどの方策については、今後検討してまいりたい。	＜平27＞ 6【総務省】 (4)消防法(昭23法186) 救急隊の編成(35条の12)については、過疎地域等において必要な救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を維持する中で、安全性を確保しつつ、業務の一部を消防職員以外の者に行わせるなどの方策について検討し、原則として平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 6【総務省】 (2)消防法(昭23 法186) 救急隊の編成(35 条の12)については、政令を改正し、平成29 年度から過疎地域等において救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもって編成することができることとする。 [措置済み(消防法施行令の一部を改正する政令(平成28 年政令第379 号))]	政令	平成29年4月1日施行予定	消防法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第379号)	
北海道、小田原市、京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、島根県、山口県、宇部市、防府市	○島根県東部においては、県境を越えて、松江市、出雲市、安来市、鳥取県米子市、境港市などが、中海・宍道湖・大山圏域として広域連携を行っている。 この中で連携中枢都市圏の要件を満たしているのは松江市のみであるが、現在各市は対等な関係で連携を行っており、松江市だけが連携中枢都市として指定されると、かえって連携そのものがやりにくくなる可能性がある。 よって、中海・宍道湖・大山圏域全体のような複数の地方都市を一括して指定するような制度が必要である。 ○全国に比べて市町村の広域合併が進展している本県(市町村数減少率は全国7位)においては、県西部の下関市を除き、中心市の周辺を小規模市町村が取り巻く構造となっており、一定程度の規模を有し、互いに隣接する市が、役割分担も踏まえつつ、対等な立場で圏域の振興を図る手法が効果的だが、現行では連携中枢都市圏構想の対象とならない。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、総合戦略)において、総務省において推進していた「地方中枢拠点都市(圏)」、国土交通省の国土のグランドデザイン2050に位置づけられていた「高次地方都市連合」などの複数の都市圏概念を統一して「連携中枢都市圏」とし、その概念についても「地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの」と統一したところ。 なお、連携中枢都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、総合戦略において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする」とされたところ。 これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。	＜平27＞ [再掲] 6【総務省】 (12)連携中枢都市圏構想推進要綱(国土交通省と共管) 連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 6【総務省】 (13)連携中枢都市圏構想推進要綱 連携中枢都市圏構想については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)」「平成27 年12 月24 日閣議決定)に基づき、対象となる都市圏の要件を確定する。 (関係府省:国土交通省) [措置済み(平成28 年4月1 日付け総務省自治行政局通知)]	要綱	平成28年4月1日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂」(平成27年12月24日閣議決定)において、連携中枢都市圏の要件が確定したこと等を踏まえ、要綱を改正。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
86	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー、マイポータルを活用したふるさと納税事務手の簡素化	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税（寄附）をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようにすべきである。	【制度改正の経緯】 平成27年度税制改正により、給与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税（寄附）をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設された。地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。 【支障事例：寄附の受入地方自治体にとつての新たな事務の発生】 この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への受付書の交付（送付）、③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付（送付）、④寄附者の住所地市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務が新たに発生することになった。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされている（総務省ホームページ公表資料）が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地方自治体側の事務手続が従来より増加していることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担の軽減が図られるようにすべきである。	地方税法附則第7条 地方税法施行規則附則第2条の4	総務省	秋田県	ふるさと納税について、マイナンバー・マイポータルを活用した手続きの簡素化を検討する際には、地方団体の事務負担軽減等の観点も含めて検討してまいりたい。	可能な限り検討に向けた今後のスケジュールについてお示しいただきたい。また、検討状況については随時情報提供いただきたい。	
146	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる蔵入について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。	【具体的支障事例】 農業改良資金県貸付金（無利子）の未収金（元金及び違約金）について、現在職員で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社（サービサー）へ回収を委託することを検討している。 しかし、自治体の蔵入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。 【制度改正の必要性】 未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。	地方自治法施行令第158条第1項第6号	総務省	長崎県	公金は、その性格からして、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるところであり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされているところである。 一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度で私人による公金の取扱いを認めている。 具体的には、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に蔵入の徴収又は収納の事務の委託することができるのは、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合」とされているところである。 違約金は「収入の確保」に寄与する面はあるものの、その性格は、債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことを約した金銭であり、また、民法上も違約金は賠償額の予定と推定すると定められているとおり、債務不履行に起因する損害賠償の性格を持つことからして、「住民の便益の増進」に寄与するものとは言いがたく、対応は困難である。	民法第420条第3項で、違約金は賠償額の予定と推定すると定められているが、農業改良資金における違約金は、借入金の返済がなされなかった場合の「違約罰」の意味合いが強いと考えられる。 そのため、農業改良資金は無利子であるが、12. 25%という高率の違約金を設定し、元金償還を促している。 延滞者は元金返済を遅延してしまっているが、これまでも、延滞した元金を返済しかつ違約金を払い終えた延滞者もいる。これらの完済者との公平性を保つ点からも、違約金も回収を続けていくことになる。 ついては、上記の点から提案事項について、再度検討を願いたい。	
164	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査の調査区境界と、住民自治組織である自治会の境界との整合	国勢調査の調査区は基本単位区の組合せにより決定される。 この「基本単位区」は、平成2年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な境界として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条に該当し、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り変更することができない。 したがって、この省令の改正により、基本単位区境界が、市区町村の裁量により設定できるよう提案する。	【支障事例】 岐阜市においては、効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知る地元自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違うことで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力を拒否されている。 【制度改正の必要性】 調査員を自治会に依頼することは、制度上は必須ではないものの、2,000人以上の調査員を確保する手段は自治会をおいて他に無く、他の自治体においても大多数が自治会へ依頼していることから、実質的に必須である。 今回、基本単位区を自治会境界に合わせて変更できるよう提案し、結果的に基本単位区の組合せとしての調査区が自治会境界に合うようにする。 【過去の要望実績】 平成22年国勢調査の際には、「平成22年国勢調査実施状況報告書」にて「調査区の区割りが自治会と違うのは納得できない等、不平不満が多数あった」旨報告している。 また、平成27年5月5日に開催された国勢調査有識者会議の際にも、本件と内容の要望等を国へ対して行っている。なお、この場では国勢統計課長から、時系列比較の観点から基本単位区は変えることはできないこと、基本単位区の組み合わせで自治会区域に近づけるしかない旨回答を得ているが、基本単位区の組み合わせでは到底自治会が納得する区割りにはできないこと、自治会区域に合わせられなければ今後の調査に協力しないという自治会があるため、このままでは調査の実施自体が成り立たなくなる。	国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条	総務省	岐阜市	基本単位区は、住居表示に関する法律に基づく街区又は街区に準じた境域を基準とし、調査結果の集計上の恒久的かつ最小の単位とすることで、小地域統計の時系列の比較、多様な地域区分による小地域統計の作成を可能とすることを目的としている。 したがって、特別な事情がない限り、基本単位区境界は変更できないこととしているが、結果集計等で必要な地域区分（例えば、町丁・字、学区区、投票区など）がある場合には、その地域区分の境界で基本単位区を設定できることとしている。 岐阜市が要望している自治会境界についても、結果集計等で必要な地域区分であれば、現状の規定において、その境界とすることが可能である。	岐阜市のように中核市以下の規模の自治体においては、各自治会内の人間関係が密接・強固であり、国勢調査を効率的かつ円滑に行うためには、自治会の協力なくして達成できないものである。そこで、調査区を自治会境界と一致させるような再編成を可能にしたい。 貴省の1次回答にある「結果集計等で必要な地域区分」であると考えられるような特別な事情としては、その境界となる地形・地物が大幅に変更されること等が想定されるが、自治会の境界区と調査区が合致しないことをもって調査を拒否する自治会があることは、これに含まれないのではないかと考えている。このような場合も当該要件に含まれるのであれば、具体的に示していただきたい。 たとえ上記要件に該当するとしても、総務省統計局が作成された「調査区設定の手引」（P35）によると、「修正は、基本単位区の趣旨（時系列比較を可能とする）を踏まえ、「現行基本単位区を分割」する方法を基本として行う」とあり、任意に基本単位区を設定し直すことが可能であるとは記載されていないことから、現行基本単位区の分割では、調査区を自治会境界に一致させることは不可能ではないが、	有調査区設定の手引き

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平26対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記	対応方針の措置(検討)状況				
					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
仙台市、角田市、能代市、福島県、宇都宮市、大田原市、行田市、富津市、富山県、豊橋市、西尾市、草津市、かつらぎ町、浜田市、玉野市、萩市、宇和島市、八幡浜市、福岡県、大村市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市	○ワンストップ特例制度の創設によって、①寄附者への特例申請の意思確認②特例申請の受理及び寄附者への受付書の交付③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付④寄附者の住所地市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生することになったため、事務手続簡素化に賛同する。 ○ワンストップ特例制度とは言うものの、申告特例申請書は押印が必要なため郵送によらなければならず、それに対する受付書の交付もあるため、寄附者とのやりとりは多い。 また、申請書の内容に変更が生じた場合は、さらに寄附者とのやりとりが増える。 さらに、寄附を受けた自治体は、寄附者の住民登録自治体とのやりとりがあるため、事務手続が煩雑である。 ○ふるさと納税ワンストップ特例制度は、寄附者が寄附先の自治体で申告特例の申請手続をすることにより、確定申告をせずに税の控除が受けられるものであり、寄附者にとっては、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続の簡素化に繋がり有意義なものであるが、受け入れ自治体にとっては、財源の確保等に繋がる反面、秋田県の提案同様課税事務が煩雑化しております。そのため、事務負担の軽減が図られるよう制度改正を求めるものであります。 ○ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入により、寄附者にとつての利便性が向上している一方で、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への受付書の交付(交付)、③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付(交付)、④寄附者の住所地市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知といった新たな事務が発生している。 ○特例制度創設により、①寄附者に対する制度周知事務、②寄附者に対する特例申請の意思確認、③特例申請書の受理及び受付書の交付、④特例申請事項変更届書の受理及び受付書の交付、⑤寄附者住所地市長村に対する特例制度に係る納税者情報の通知、⑥特例申請者に関する課税情報の入力といった事務が新たに発生している。 また、全国統一の制度であるにもかかわらず、具体的なスキームが示されておらず、各市町村によりその取扱い方法に差異が生じている。 マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化検討の際には、寄附者のためにも全国統一の取り扱いとなるよう、具体的なスキームを提示し、また納税情報通知事務等の省略など地方自治体側の事務手続に係る負担の軽減が必要である。 ○この特例制度の創設によって、寄附者の住所地の地方自治体側の事務手続として、①特例制度に係る納税者情報の収受、②特例制度に係る納税者情報のデータ入力、③名寄せ及び特例の適用の是非の判定、④確定申告書等が提出されている者など特例が適用できない場合の適用ができない旨の納税者あての通知事務が新たに発生することになった。 ○平成27年度の税制改正により、ワンストップ特例制度が創設された。これに伴い、寄附の受け入れ自治体は①寄附者への意思確認②申請書の受付と受付書の交付③(変更があれば)変更申請書の受付と受付書の交付④寄附者の住所地市区町村への寄附者情報の通知の事務が新たに発生した。また、寄附者の住所地自治体は④の通知に基づく課税事務が新たに発生した。これらは、マイナンバー、マイポータルを活用するまでの特例の仕組みとされているが、自治体の事務手続が煩雑であり増大していることから、マイナンバー、マイポータルを活用する際には、自治体の事務手続きの負担を軽減されるよう通知事務の省略化を図りたい。 ○ワンストップ特例制度の導入により、寄附者に対する特例申請の意思確認、特例申請書の受理、寄附者の住所地市町村への申請情報の通知等、新たな事務手続が追加されたことで、従来のふるさと納税手続よりも処理が複雑になり、また、手作業での処理が多いことから、職員の負担も増加している。 ○特例制度の創設により、住民税を賦課する住所地区町村の事務として、①各地方自治体より送付される申告特例通知書の電算処理業務(委託等含む)、②送付された申告特例通知書について、該当者がなかった場合の返戻事務、③申告特例通知書の送付を受けたものの、送付された通知書の数が6以上となったなど、特例適用対象外となった場合の納税者への申告勧奨等の通知事務が新たに発生することとなった。 ○この特例の創設によって、寄附者の居住する自治体の事務手続として、①申告特例通知書を送付した地方団体の長の数を超えた申告特例申請者への特例による控除は適用されない旨の通知事務、②申告特例の求めを行った者の確定申告書提出状況の確認事務、③申告特例の求めを行った者が確定申告書を提出したことに伴う特例による控除は適用されない旨の通知事務が新たに発生した。 ○ワンストップ特例制度の導入によって、寄附者への意思確認、申請書の受理、受付書の交付・発送などの事務が発生しており、寄附件数が増加する年累にかけでは、さらなる事務負担の増大が懸念される。特に、寄附者の居住する自治体に納税情報を通知する作業には、かなりの労力を要することになる。 ○特例申請書の送付事務や記載内容の確認など、新たな事務手続が発生しているため、納税者情報の通知事務の省略化など事務負担の軽減が必要と考える。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		検討に向けた今後のスケジュールや検討状況については、適宜情報提供を行ってまいりたい。	6【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (ii) 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)(37条の2)については、平成29年度以降に行われるマイナンバー制度を活用した事務の簡素化に係る検討の進捗状況等に関して、地方公共団体に継続的に情報提供を行う。	情報提供 (ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用状況等)	平成28年度以降毎年 度	「ふるさと納税に関する現況調査(税額控除の実績等)」を実施し、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用状況について、平成28年8月に公表した。 ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用状況について、平成29年3月にとりまとめた平成28年度市町村税課税状況等の調(平成28年7月1日基準日)の調査結果を通じて、地方公共団体に情報提供を行った。マイナンバー制度を活用した事務の簡素化については引き続き検討することとしており、今後も、毎年度、同調査を通じ、情報提供を行っていく。	
埼玉県、安曇野市、岐阜県、豊田市	○サービスに回収委託している貸付金があり、サービスから債務者への通知には、違約金については別途、債権所管事務所から連絡する旨を記載している。 違約金も含めた委託が可能となれば、より効果的かつ効率的な債権管理が可能となり、今後は他の貸付金についてもサービスへの委託を検討しやすくなる。 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還業務において、一部の未収金の回収業務を民間の債権回収管理会社(以下、「サービス」という。))に外部委託しているところであるが、提案事項に係る具体的支障事例のとおり、違約金が私人委託の対象外であることから、元利金はサービス、違約金は県で回収しようというように二元的に管理せざるを得ない状況になっている。 これは、債務者にとっても返済金の種類により請求元や返済方法が異なることといった混乱の原因となるため、償還元利金及び違約金の一元的な回収は、債権者・債務者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収効果の向上が期待できる。 また、奨学金や高齢者住宅整備資金貸付金など、違約金が発生している母子父子寡婦福祉資金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。	【全国市長会】 債権回収の効率化の観点により、私人へ業務委託できる範囲について十分に検討すること。	地方自治法施行令第158条第1項第6号に定める「貸付金の元利償還金」に「違約金」を追加する改正を検討する場合には、貸付金の元利償還金以外の蔵入に係る違約金、延滞金、損害賠償金などを私人へ委託することについての取扱いも併せて整理する必要がある。 また、違約金等を私人に委託する範囲については、これらの蔵入につき、普通地方公共団体の蔵入を測定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為である「徴収」までを私人に委託することを可能とすべきかを、地方自治法第243条及び同法施行令第158条の規定の趣旨を踏まえて整理する必要がある。 ご提案のあった状況を十分に踏まえつつ、上記の観点から検討を加え、必要な見直しを行っていくこととしたい。	<平27> 6【総務省】 (2) 地方自治法(昭22法67) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平28> 6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22 法67) (1) 私人の公金取扱いの制限(243 条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29 年中に可能とする。	政令	平成29年12月27日	平成29年12月27日公布の地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第322号)において措置済。		
小山市、安中市、東京都品川区、島田市、豊田市、安城市、草津市、浜田市、徳島市、古賀市、延岡市、特別区長会	岐阜市の指摘のとおり基本単位区境界と自治会境界が異なることが原因により調査員の確保が困難なケースが、散見される。 効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知る地元自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違つことで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力を拒否されている。 地元自治会を通じて調査員を依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が異なることで、他自治会の世帯が含まれている場合にあつては、顔見知りでないことなどから調査協力してもらうことが困難であると、各自治会長などから改善を求められている。 調査遅れの防止など、より正確で円滑な調査が期待できるものとして、調査区域に精通した調査員の推薦を自治区へ協力依頼しております。 依頼の際、自治区からは、自治区の境界と調査区の境界が相違するため、協力できない旨の要望が寄せられています。 国勢調査の調査活動を円滑に進めるために、地域の実情に精通した地元自治会に選出を依頼しているが、調査区境界と自治会境界が異なるところでは、これらを整合させるよう多くの自治会から要望を受けている。 境界の不整合を理由として調査員の選出を拒否する自治会もあり、調査員の確保に苦慮している。 国勢調査員を選考するに当たり、自治会長及び民生児童委員の推薦、及び一般公募により確保している。その中で、自治会長の推薦をお願いするに当たり、調査区(基本単位区又はそれを組み合わせた区域)の境界と自治会の境界が一致していないことにより、推薦協力が得られない事例が発生している。また、基本単位区の組み替えによる変更でも境界は一致しない案件がほとんどである。 なお、一般応募者の中にも、境界が一致していないことにより難色を示される事例も発生している。 国勢調査員の推薦と配置を各地域のコミュニティ団体に依頼している。また、地域により各自治会に調査員を依頼している団体もある。特に、市周辺部においては自治会のつながりが強く、自分の自治会以外が調査区に含まれていると訪問できないとの意見があり、毎回苦慮しているところ。	【全国市長会】 国勢調査員の選出事情を把握し、提案について十分に検討すること。	基本単位区は、調査区画定の際の基礎単位及び小地域集計の作成を可能とすることを目的に導入されたもの。 したがって、小地域集計の地域区分として自治会境界により基本単位区を分割することは可能であり、調査区設定の手引き(P94)にも示しているところ。 ※調査区設定の手引き(P94)抜粋 「必要な地域区分(例えば、旧町、学区、投票区など)がある場合は、その地域区分の境界ごとに一つの基本単位区とする。」 この「など」には、自治会も含まれており、都道府県を通じそのような指導を行っているところであるが、そのことを明確にするため、次回の手引きにおいては、必要な地域区分の例示に自治会を追加する。	6【総務省】 (8) 統計法(平19法53) 国勢調査の調査区(国勢調査令(昭55政令98)8条)については、平成32年度に行われる国勢調査において自治会の境界による基本単位区の分割が可能であることを明確化するため、調査区設定の手引きを改正する。	調査区設定の手引きの改正	H31.4	平成28年3月28日付け事務連絡により、平成32年国勢調査の「調査区設定の手引」に文言を追加する旨を地方公共団体へ連絡した。	平成32年国勢調査「調査区設定の手引」に文言追加	